

## 北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第26回）開催結果概要

### 1 日時

平成24年6月8日（金）14:00～17:00

### 2 場所

PCB処理情報センター（室蘭市御崎町1丁目9番地8）

### 3 出席者

監視円卓会議委員、登別市、伊達市、環境省、日本環境安全事業株式会社（JESCO）事務局（北海道、室蘭市）

傍聴者：15名 報道：2社（室蘭民報社、北海道新聞）

### 4 内容

- (1) 第25回監視円卓会議議事録について
- (2) 北海道事業の進捗状況等について
- (3) 増設事業について
- (4) 環境モニタリング測定結果等について
- (5) PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会について
- (6) その他

### 5 議事概要

- (1) 第25回監視円卓会議議事録について

監視円卓会議として承認。

- (2) 北海道事業の進捗状況等について

日本環境安全事業株式会社から、資料2-1～資料2-7に基づき説明。

- ・北海道事業所における処理状況は、平成24年3月末現在、JESCO登録数ベースでトランス類が44.7%、コンデンサ類では37.5%が処理済み。
- ・平成23年11月に実施した「北海道事業所 内部技術評価」の結果、確認事項71項目のうち、指摘事項なし、適合事項65項目、所見6項目。
- ・トラブル事象の報告では、2月発生分2件と5月発生分1件の概要を説明。
- ・平成23年度におけるヒヤリハット活動状況について、各月毎の発生状況、年度別の発生状況を報告。
- ・処理施設で発生する二次廃棄物（排換気処理用セーフティネット活性炭、化学防護服・ゴム手袋等保護具類、作動油類）は、これまで施設内で保管してきたが、保管場が逼迫してきているため、増設処理施設等での無害化処理が可能となるまで、敷地内に保管倉庫を設置する計画を説明。

主な質疑等は以下のとおり。

（副委員長）

トラブル事象について、PCBの漏洩が無いので、環境影響が無いということだが、例えば出火の際、高濃度のPCBが含まれている洗浄油だった場合、室内環境のPCB濃度を高くする可能性がある。セーフティネットがどのように効いていたのか。

（JESCO）

管理区域に火災が発生した場合に備え、消火器が配置されており、また大規模火災の場合の粉末消火設備が配備されているが、使用前には作業員を待避させる。PCB濃度が高い排気については、スクラパー、活性炭を通った後に排気されることとなります。

（副委員長）

市民の目を見た場合、トラブルに対して「このような安全な仕組みがあるから大丈夫」という説明が必要。もう少し詳しくセーフティネットとしてどういった物が効いて、結果としてトラブルが

起きて安全だったということを知りやすく説明してもらいたい。例えば、トラブルが大きくなった場合に備え、「普段から訓練されている。」などの説明があれば、市民レベルでは分かり易い。

(委員)

冷媒ユニットからの冷媒ガスの漏洩について、金属疲労が原因とのことだが、竣工して4～5年の設備で、このようなことが一般的に起こるのか。

(委員)

施設の中を見学した際の印象として、かなり細い管があり、振動で破損することが想定される場所が何カ所もあるように見受けられる。

通常、家庭で使用する器具類でも最低7年は問題がないよう設計されているということを知ることがあり、金属疲労がなぜ起きたのか、振動の原因は何か、よく分からない。もう少し正確な説明が欲しい。

(JESCO)

配管については、リスクを想定して設計しており、配管類の設計は一般的な化学プラント等で用いる「高圧ガス設備等耐震設計指針」の考え方に基づいている。配管のスパンを極力短くし、配管にサポートを設け振動に対応している。また、大規模災害対策として今年度の定期点検時に屋外の貯蔵タンク、室内等の配管についても自動遮断弁を設置することとしている。

金属疲労については、通常2、3年で破損することはない。今回、振動で破損したのは施工不良だと思う。メーカーから分析結果を入手しているが、施工方法、品質管理等については、次回に資料を用いて説明したい。同じ物が何台もあるので、新たな品質検査したものを再施工し、再発防止をしている。振動の原因はコンプレッサーの振動です。

(委員)

同様の破損の事故例があったと思うので、それを含めて次回、精査の上報告してもらいたい。

(委員長)

本来起きないはずの事象が起きている。今年度の定期点検では、従来とは異なる視点で実施して、今回の様な事象が起きないようにしていただきたい。

(委員長)

二次廃棄物の保管について、設置せざるを得ないと思うが、外部に影響が無いようにきちんと配慮されたものとして、適正に保管していただきたい。

(委員)

廃活性炭の今後の保管管理はどのように行うのか。

(JESCO)

従来のおり当初施設4Fにて密閉式ドラム缶で保管、転倒防止措置をし、定期的なパトロールを行うなどして管理する。

### (3) 増設事業について

日本環境安全事業株式会社から、増設事業について資料3-1、環境モニタリング計画の変更案について資料3-3に基づき説明。

事務局から、環境保全等協定の見直しについて資料3-2に基づき説明。

- ・安全設計及び安全解析結果の概要、増設施設における重金属類の処理等、先行事例である北九州事業の状況及び増設事業の進捗状況について説明。
- ・増設施設稼働開始に伴い、協定書別表の大気（排気）項目に、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びばいじんの4項目及びこれらの排出管理目標値を追加する見直し案について説明。
- ・また、増設施設稼働開始に伴い、JESCO、道、室蘭市で実施する環境モニタリングにおいて、協定書に追加される4項目に係る排出源モニタリングを追加する見直し案について説明。

主な質疑等は以下のとおり。

(委員)

重金属類の溶出試験データについて、どのような条件で試験されたものか。また、徐々に溶出するとすれば、時間的な経過も見なければならぬと思う。

(JESCO)

条件については、環境庁告示第13号に基づき行われたもの。

また、メーカーに確認したところ、経時変化を確認するというところで、1年間をおいて同じ条件で試験したところ溶出量としては変化がなかったと聞いている。

(委員長)

処理する廃棄物の中には、アルミニウムが含まれているものもあると思う。揮発性が高い金属であり、その挙動によって後段の排ガス処理施設等に影響を及ぼさないか確認して次回報告願いたい。

(委員)

増施設建設現場におけるガス溶断作業中の火傷について、公表する必要があったと思う。また、再発防止策として、現場作業員にきちんと周知した方がよいと思う。

(委員)

今回の事象は微傷災害ということではなく、重大な事故が起きるかもしれないということを理解して作業していただきたい。

#### (4) 環境モニタリング測定結果等について

事務局から資料4-1、資料4-2、資料4-5に基づき、日本環境安全事業株式会社から資料4-3、資料4-4に基づき説明。

- ・ 前回会議以降に判明した環境モニタリング測定結果では、環境基準値・排出管理目標値等を超過した項目はなく、平成23年度の環境モニタリング測定結果では、全ての項目において、環境基準値、排出管理目標値等を満たしている。
- ・ 前回会議以降に実施した立入検査件数は2件で、トラブル事象に伴うもの。
- ・ 前回会議以降に判明した第1系統排気の自主測定結果は、これまでと同じく低い値で推移。
- ・ 前回会議においてセーフティネット活性炭吸着槽内の偏流の発生の有無について、その確認方法をJESCOから提案。調査は定検中の9月に行い、槽内の風速、気圧を測定することにより確認し、併せて昨年9月に実施した活性炭中のPCB等の分析も再度実施する計画。

主な質疑等は以下のとおり。

(副委員長)

環境モニタリング測定結果について、年平均値の推移が分かる資料を作成願いたい。

#### (5) PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会について

環境省から資料5に基づき説明。

- ・ 環境省が設置した検討委員会の「とりまとめ素案」について説明。
- ・ 今後のスケジュールの説明。

主な質疑等は以下のとおり。

(委員)

処理の遅れについては、当初から予想していたこと。結果としてこうなったからダメだということではなく、事実に基づいてどう処理していくかという観点で進めていかなければならないと思う。

PCB廃棄物の紛失台数が素案に記されているが、有識者による検討にあたって、実態を示して論議しなければ、本当の知恵というものが出てこないと思う。

処理の遅れについて、技術上の問題などは、関係者で安全に処理を進めるために知恵を集めていかなければならないが、同時にその前提として、保管して処理をするものをしっかり確保するというのをやらなければならない。

期限の問題などを含めて法改正があると思うが、届出などが無いPCBについて、しっかり管理できるよう検討すべきだと思う。

(委員)

期間が延びるとするのはやむを得ないと思うが、保管しているところの対策が重要だと思う。紛失、管理者不在への対策が一番大事だと思う。

(委員)

保管をしっかりしなければならないということは、ずっと言い続けている。

期限が迫る中、早急に処理していただきたいが、所在することすら分かっていないものがあるとすれば、それらが見つかった場合、どのように処理するのかという体制を考える必要がある。

(環境省)

不明の台数については、PCB特措法の制定前の厚生省調査による。このような状況を何とかしなければならぬということでPCB特措法を制定し、処理体制を整備した。

とりまとめの中で、保管、紛失の問題をどう把握していくかを記述している。この問題に対して、しっかり取り組んでいきたい。同時に、保管が長期間になり、保管事業者の代替わり等の間に、管理者が不在になっている事例もあり、抜本的対策を取らなければならぬと考えており、方向性を出していきたい。

(副委員長)

今回、見通しが不確かなものだったということをあまり言われてなかった。今までの計画を変える場合、納得できる理由を市民のレベルで考えたときに、全体のリスクを減らすために処理していくなどといった明確なポリシーを示して説明していただきたい。

保管、紛失に関連して、PCBの有害性がまだ理解されていないと思う。今一度、紛失がリスクに繋がるということ、キャンペーンなどによる周知も必要だと思う。

(委員長)

検討委員会のとりまとめの後、環境省で必要な手続きをすと思う。

時間をかけなければ北海道事業の処理対象物を処理できないということで、期限は延びるかもしれないが、それに対する説明を道、市は住民に説明していただきたい。

検討委員会で他の県の方々が感謝の気持ちを地元伝える工夫をしていただくことが大事ということ述べている。

また、他の委員も指摘しているが、紛失に関して、保管している物が散逸しないような工夫を国、道で考えていただきたい。

最後に事務局から、次回の監視円卓会議の開催時期（10月頃）について説明。